

－質問－ 開業していない獣医師が動物愛護団体などに原価で薬を処方できるか？

現在、臨床獣医師として働いています。

代診として働いているのですが、昔から動物福祉活動に興味があり獣医師として関わっていきたくて考えております。

そこで、動物愛護団体などに診察をして駆虫薬やフィラリアの予防薬を処方したいのですが、開業しているわけではないので、個人的にカルテを作成して自宅に保管しておけば法的に問題はないのでしょうか？

なるべく安くしてあげたいと考えているのですが、原価で薬を処方することは法的に問題がありますか？

開業していないと薬の処方、販売は獣医師でもできないのでしょうか？

もし、問題がある場合はこのようにすれば、法的に問題がないということがありましたら併せて教えていただけたら幸いです。

－回答－

薬の処方に当たり関係する法律として、獣医師法、獣医療法、薬事法の三法があります。なお、「原価で処方」に関して独占禁止法も考慮しなければなりません。関係法別に説明します。

まず、獣医師法では、

1. （動物愛護団体などに診察をして駆虫薬やフィラリアの予防薬を処方することに関して） 第 18 条（診断書の交付等）により「獣医師は、自ら診察しないで劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をしてはならない。」こととされています。
2. また、（カルテを作成して自宅に保管に関して） 第 21 条（診療簿及び検案簿：第 1 項及び第 2 項並びに施行規則第 11 条の 2）により、「獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。記載した診療簿及び検案簿については、診療対象が牛、水牛、しか、めん羊及び山羊の場合、8 年間、その他の動物の場合、3 年間、保存しなければならない。」とされています。この場合の「診療をした場合」について、法は診療の形態を定義、限定しているわけではないので、獣医師がとにかく診療をすれば、診療簿の作成・記入、保存をしなければならないこととなります。
3. 更に、動物愛護団体が関与し質問者の診療の対象となりうる飼育動物について、「獣医師でなければ、第 17 条により牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏及びうずら、施行令第 2 条によりオウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種の診療を業務としてはならない。」こととされています。

獣医療法では

（「開業しているわけではない」ということに関しては） この場合、処方の前提ともなる診療が行われることは確かで、診療を行う場所を開設した場合、基本的に獣医療法第 3 条又は第 7 条により、診療施設（往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者（「往診診療者等」）もみなし

規定により第3条が適用。) の届出をしなければなりません。ただ、この質問ではどのような形で診療が行われるのか、明確ではなく、法が規定する「診療施設」にどれほど該当するものか判然としませんので、届出義務の適用の有無の明確な判断はできません。

いずれにしても、代診としての身分のかたわら、この活動をされるとすれば、現在、雇用されている診療施設の開設者の理解も必要となるでしょう。この雇用の契約の範囲外での、又は契約終了後の活動を想定すると、前述のとおり、「診療施設開設届出義務の適用の有無の明確な判断はできない。」ことから、質問にある活動を始められる時に、不要な混乱を未然に回避するため、都道府県の獣医療所管課に事情を説明、判断を求められてはどうでしょうか。

薬事法では、

質問者は「動物愛護団体などに診察をして駆虫薬やフィラリアの予防薬を処方したい」意向ですが、これが診察を伴わず、「ただ単に予防薬を原価で処方する」とすれば、医薬品の販売に該当するため、「薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）してはならない。」と規定する第24条（医薬品の販売業の許可）に違反することになります。

なお、原価で薬を処方することについては、獣医師法、獣医療法及び薬事法には関係ありませんが、独占禁止法等の他法令に抵触することがあります。また、ご存じのとおり第17条に広告の制限に関する規定が設けられていますが、その中で特に質問にある「原価で薬を処方」の広告をすることは「提供される獣医療に要する費用を併記してはならない。」という禁止規定の違反行為になり、注意が必要です。

以上のことから、「開業していないと薬の処方、販売は獣医師でもできないのでしょうか？」との質問については、上記を要約すれば、獣医師は、診察の上、医薬品を処方し、その対価を求めることができます。ただ、求める対価の水準については独占禁止法等の規定に抵触しないか、確認を行うことが適切であろうと考えられますし、医薬品の販売だけという診療を伴わない行為は禁止されています。また、当然のことながら、診療に当たっては診療施設開設の届出の要否の確認を行うとともに、診療を開始すれば、診療簿の作成・記入、保存をしなければならないことは当然のことです。

日本獣医生命科学大学
特任教授 吉村史朗
(2014/03/05 掲載)